平成24年9月24日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社　エ　ス　イ　ー
代表者名　代表取締役社長　森 元 峯 夫
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　3423 ）
問い合わせ先
役職・氏名　　総務部長 野島 久弘
電　　話　　03-3340-5582

内部統制システムの構築に関する基本方針の改定について

当社は、平成24年9月24日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の改定を決議し、下記のとおり全面改定することといたしましたのでお知らせいたします。

記

「内部統制システムの構築に関する基本方針について」

１．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号）

（1）　取締役においては、取締役会規則に決議事項および付議基準を整備し、会社の業務執行についての重要事項を取締役会において決定する。また、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督するものとする。

（2）　使用人については、社内諸規程の規定に基づく職務権限および意思決定のルールに従い、適正に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

（3）　コンプライアンス体制の整備および運用については、「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討する。取締役及び使用人に対して日常的なコンプライアンスの遵守のみならず、倫理や行動規範を含めた社会規範全体に範囲を拡大するとともに、問題点の把握に努め、当該問題の是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。

（4）　「内部通報制度」をより利用しやすくするために、すべてのステークホルダーに対し、当該制度の趣旨を周知徹底する。内部通報制度を有効に機能させるために、通報者を保護する仕組みを整備し、匿名による通報も可能とした。

（5）　社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則 100 条 1 項 1 号）

（1） 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令ならびに社内規程に基づき適切に保存、管理を行うものとする。

（2） 取締役および使用人の業務上の情報管理については、「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討し、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、当社グループの情報セキュリティポリシーを共通化し、横断的に推進する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則 100 条 1 項 2 号）

当社は品質、環境、法務、労働衛生、債権、経理・財務、情報セキュリティ、倫理・コンプライアンス等当社およびグループ各社に点在する各種リスクを一元的に管理する「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討し、内在するリスクを把握・分析・評価したうえで事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定し、グループ全体として適切な対策を実施する。

４.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則 100 条 1 項 3 号）

（1） 合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等の制定をグループごとに行うものとする。

（2） 合理的な経営方針の策定および全社的な重要事項について検討および意思決定する重要な社内会議等を有効に活用するものとする。

５．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号）

（1） 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程および関連するグループ規程等に基づきその業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。

（2） 内部通報制度に関しては子会社を含めたグループ全体として運用するものとする。

（3） 内部監査室は関係会社管理および関連するグループ規程等の運用状況における監査から、関係会社の内部統制の有効性と妥当性を確認するものとする。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
（会社法施行規則 100 条 3 項 1 号）

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これを置くものとする。その人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとし、独立性を確保する。

７．監査役の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則100条3項2号）

監査役の補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その補助使用人に対する人事考課については監査役会が行う。また、これらの者の人事異動、懲戒処分については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定するものとする。

８．取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則100条3項3号）

（1） 取締役および使用人やグループ各社の監査役は、当社の監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。

（2） 取締役および使用人やグループ各社の監査役は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。

９.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項4号）

（1） 監査役は、会計監査人の選任・解任について次の権限を有するものとする。

①会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する株主総会の議案内容の決定。

②監査法人の選任・解任に関する取締役会の議案内容の決定

（2） 監査役は会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役が事前に報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の同意を必要とするものとする。

１０．財務報告に係る内部統制の整備および運用に関する体制（金融商品取引法第24 条の4の4）

（1） 当社グループは、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行い、継続的改善に努めるものとする。

（2） 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備および運用に対して監督責任を有し、その整備状況および運用状況を監視する。

以 上